

茨城県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例

平成 19 年 1 月 24 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政状況の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 5 月及び 11 月に行うものとする。

2 天災、その他避けることのできない事由により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は事由のやんだときから 1 か月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

第 3 条 前条第 1 項の規定により、5 月に公表する財政状況においては、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の概況
- (2) 住民の負担の概況
- (3) 財産及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 11 月に公表する財政状況においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付することができる。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の定めるところにより行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も公表の日から 6 か月間は広域連合長の指定した場所において、閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。